総務常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第 122 号　令和２年度八戸市一般会計補正予算

〇歳出

款	項	摘　　要
第１条の歳出中		
２款　総務費	１項　総務管理費	１目12節、18節、３目24節社会福祉基金積立金、防災対策基金積立金、こども未来基金積立金、森林環境整備基金積立金、４目、９目、13目を除く
	２項　徴税費	
４款　衛生費	１項　保健衛生費	14目
５款　労働費	１項　労働諸費	１目
７款　商工費	１項　商工費	９目、10目
10款　教育費	全部	
13款　諸支出金	全部	
第２条　債務負担行為の補正	全部	

〇歳入　第１条中の歳入予算の補正及び第３条地方債の補正

議案第 143 号　収蔵什器の買入れについて
議案第 130 号　八戸市公契約条例の制定について
議案第 131 号　八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 129 号　八戸市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 144 号　損害賠償の額を定めることについて
議案第 126 号　令和２年度八戸市学校給食特別会計補正予算

［総務協議会］
〇　所管事項の報告について
１　市立城北小学校防音機能復旧温度保持換気設備工事請負契約の締結について
２　「岩手県立博物館における文化財への不適切行為事案」調査結果について

議案第130号

総務常任委員会資料 令和２年９月 14 日 財政部契約検査課

八戸市公契約条例の制定について

１　条例制定の理由

公契約に従事する労働者の適正な労働環境等を確保するため、公契約に関する基本方針や責務等を定める条例を制定する。

２　条例の概要

○目　的

公契約について基本的な事項を定めることにより、市及び受注者等の責務を明らかにするとともに、労働者の適正な労働環境等の確保を図り、もって公共サービスの品質の確保及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

○基本方針

（１）公正性、透明性及び競争性の確保
（２）契約内容の適正な履行及び品質の確保
（３）労働者の適正な労働環境等の確保
（４）市内事業者の育成及び活用

○責　務

市及び受注者等のそれぞれの立場における責務を規定

○労働環境等の報告

特定公契約（予定価格１億５千万円以上の工事請負契約）の受注者（元請業者）及び下請契約を締結した一次下請業者から労働環境等に関する報告を求め、確認を行う。

３　施行期日

令和３年４月１日

＜参考：パブリックコメントの結果等＞

（１）意見募集期間

令和２年６月１日（月）から令和２年６月30日（火）

（２）実施結果

・提出者数　　６名・団体
・提出意見数　９件（内訳：責務関係２件、労働環境等の報告関係４件、その他３件）

（３）主な意見及び当市の回答

・建設業における若年層の入職促進の観点から、適切な工期の設定を希望
　⇒市の責務として「適正な履行期間の設定」を明記し取組を実施
・労働環境等の報告に伴う、事務負担の増加が懸念
　⇒事務負担の軽減に十分に配慮した制度内容を検討

八戸市公契約条例の概要

【目的】第１条

公契約について基本的な事項を定めることにより、市及び受注者等の責務を明らかにするとともに、労働者の適正な労働環境等の確保を図り、もって公共サービスの品質の確保及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

【基本方針】第３条

- 公正性、透明性及び競争性の確保
- 契約内容の適正な履行及び品質の確保
- 労働者の適正な労働環境等の確保
- 市内事業者の育成及び活用

【市の責務】第４条

公契約の適正化に関する施策の総合的な推進

- 適正な予定価格及び履行期間の確保
- 公契約の内容に変更が生じた場合の変更契約の締結
- 市内事業者の受注機会の確保

契約締結

【受注者等の責務】第５条

労働関係法令の遵守による労働環境の確保

公契約の適正な履行・市が実施する施策への協力

- 適正な価格による契約の締結
- 市内事業者の積極的な活用
- 合意に基づいた公正な下請契約の締結

【労働環境の確保に関する取組】

- 賃金台帳・労働環境報告書の内容確認　第６条
- 労働者からの申出の受領　第８条
- 条例違反の疑いがある場合の調査・改善指導　第 10 条・第 11 条
- 改善が不十分である場合の契約解除・指名停止　第 12 条・第 13 条

【労働環境の確保に関する取組】

- 賃金台帳・労働環境報告書の作成・報告（※）　第６条
- 労働者に対する申出先等の周知　第７条
- 市からの改善指導を受けた際の労働環境の改善　第 11 条

《※労働環境の報告を行う契約（特定公契約）の規模》　＊規則で制定

- **予定価格１億５千万円以上の工事請負契約**

  ⇒元請・下請関係の適正化を図る観点から、契約規模の大きい建設工事を対象とする。

《適用労働者》

- 特定公契約を受注した元請業者
- 元請業者と下請契約を締結した一次下請業者

【施行期日】令和３年４月１日

議案第 131 号

総務常任委員会資料
令和２年９月 14 日
財　　政　　部

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について

１　改正の理由

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税に係るひとり親に対する所得控除の適用、所有者不明土地の使用者を所有者とみなして固定資産税を課する制度及び登記名義人等が死亡している場合の現所有者の申告制度に関する規定の整備その他所要の改正をするためのものである。

２　改正の主な内容

≪個人市民税≫

(1)未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し

①　現行の「特別寡婦」、「寡婦（寡夫)」に対する非課税区分を見直し、「ひとり親」と「寡婦」の２区分とし、所得制限（500 万円以下（年収 678 万円以下)）を設定する。

②　納税義務者の性別や婚姻歴の有無にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」（控除額 30 万円）を適用する。

③　上記以外の寡婦については、引き続き控除額 26 万円を適用する。

改正前		改正後		備考
区分	控除額	区分	控除額	
特別寡婦（子あり）	30 万円	ひとり親	30 万円	
寡夫（子あり）	26 万円			
未婚のひとり親（子あり）	－			新設
寡婦（子以外の扶養あり）	26 万円	寡婦	26 万円	離婚の場合に限る
寡婦（死別又は生死不明）				扶養の有無を問わず

(2)低・未利用土地を譲渡した場合における長期譲渡所得に係る課税の特例の創設

休眠状態にある土地の積極的な活用を図るため、譲渡価格が 500 万円以下で、所有期間が５年を超える低・未利用土地を譲渡した場合、長期譲渡所得の金額から 100 万円（長期譲渡所得の金額が 100 万円に満たない場合には、その長期譲渡所得の金額）を控除することができる。

※ 低利用土地‥‥周辺の利用状況に比べて利用の程度が低い土地
（一時的に利用されている資材置き場など）

未利用土地‥‥長期間にわたり利用されていない土地
（空き地、空き家、空き店舗、工場跡地、耕作放棄地など）

≪市たばこ税≫

軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し

１本当たりの重量により課税額が定められている葉巻たばこのうち、１本当たり１グラム未満の軽量な葉巻たばこについて、紙巻たばこと同等の税負担とするため、本数により課税を行う方式への見直しを行う。

なお、激変緩和の措置として、令和２年10月１日から令和３年９月30日までを経過措置期間として、0.7グラム未満の葉巻たばこに限り、紙巻たばこの７割の税負担とする。

	課税単位	課税の内容（１本当）
～R 2.9.30	１本当重量	紙巻たばこ１本当税額13.244円×１本当重量
R 2.10.1～R 3.9.30	本数	紙巻たばこ１本当税額14.244円×0.7 ※ １本0.7グラム未満の葉巻たばこに限る
R 3.10.1～	本数	紙巻たばこと同等の税負担（15.244円/本）

※ 上表の紙巻たばこ１本当たり税額は、国税と地方税の合計額を表記している。

≪固定資産税≫

所有者不明土地等における所有者情報の迅速な把握と、当該資産の利活用の促進を図るため、以下の規定を追加する。

①所有者が不明の資産について、使用者を所有者とみなす規定

市において、十分に調査を尽くしても、なお所有者の存在が明らかとならない資産について、当該資産の使用者に対し、あらかじめ通知した上で、当該資産の所有者とみなし、課税することができる。

②資産の所有者が死亡している場合の現所有者の申告規定

登記上の所有者等が死亡後、相続登記が完了していない場合、相続等による資産の所有者は、現所有者であることを知った日から、３月以内に、当該資産に対する賦課徴収に必要な事項を申告しなければならない。

≪延滞金の割合の引き下げ等≫

国税にあわせ、次により見直しを行う。

① 法人市民税に係る納期限の延長があった場合における延滞金の割合の引き下げ

（現　行）平均貸付割合＋１％　→　（改正後）平均貸付割合＋0.5％

② 延滞金の基準となる特例基準割合の名称変更

（現　行）特例基準割合　→　（改正後）延滞金特例基準割合

※ 平均貸付割合‥‥租税特別措置法に基づき、財務大臣が告示する割合
令和２年の割合は、年0.6％

３　施行期日

市たばこ税　‥‥令和２年10月１日

個人市民税、延滞金の割合の引き下げ等‥‥令和３年１月１日

固定資産税　‥‥①公布の日、②公布の日から２月を経過した日

議案第129号

総務常任委員会資料 令和２年９月14日 総務部人事課

八戸市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

１　改正の理由

新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した職員に支給する感染症業務手当の特例を定めるためのものである。

２　改正の内容

市長が定める区域において、新型コロナウイルス感染症から人の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって市長が定めるものに従事した職員に対しては、感染症業務手当を支給し、当該手当の額は、業務に従事した日１日につき4,000円の範囲内で市長が定める。

３　施行期日

条例の公布日から施行し、改正後の規定は令和２年２月１日から適用する。

総　務　協　議　会　資　料
令和２年９月14日
教育委員会教育総務課

市立城北小学校防音機能復旧温度保持換気設備工事請負契約の締結について

１．工 事 名　　市立城北小学校防音機能復旧温度保持換気設備工事

２．工事場所　　八戸市石堂一丁目22番6号

３．工事概要

　現状の空気調和設備は防衛施設周辺防音事業補助金に係る国庫補助を受けて、昭和58年に校舎の新築と同時に設置された。

　しかし、設置後30年以上が経過し、設備の老朽化が著しく、部分修繕による維持も困難となったため、全体の更新を行う。

４．工　　期　　契約締結の翌日から令和3年12月24日

５．契約金額　　１７１，６００，０００円

６．契 約 者　　西浦・三久特定建設工事共同企業体

【代表者】

八戸市沼館一丁目７番38号

西浦水道建設工業株式会社

代表取締役　小川　洋一郎

【構成員】

八戸市北白山台四丁目１番16号

株式会社三久工業

代表取締役　溝江　一史